

のおがた健康ポイント事業企画運営業務委託企画提案公募要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

1 目的

市民が日々の暮らしの中で歩くことの成果をポイントとして集め、一定のポイントが貯まればインセンティブと交換できる「のおがた健康ポイント事業」を実施することで、無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境づくりを構築し、健康寿命の延伸を図ることを目的とする。本業務においては、「のおがた健康ポイント事業」の企画運営、事業周知や賞品の調達・発送等を行う。本業務を円滑に進めるためには、事業目的への十分な理解、高度な専門技術、及び新たな発想による創意工夫が求められるため、十分な知識と実績を兼ね備えた事業者へ委託することを予定しており、そのような事業者を企画提案により選定するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託者：直方市（市民部健康長寿課健康企画係）
- (2) 委託業務名：のおがた健康ポイント事業企画運営業務
- (3) 業務内容：のおがた健康ポイント事業企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託期間：委託契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 見積上限額：2,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
2,090,909円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 応募資格

仕様書に定める「のおがた健康ポイント事業企画運営業務」に係る業務を全て行うことが可能である法人その他の団体であり、次の(1)～(5)のいずれの要件も満たしていることとする。

- (1) 直方市の物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されており、指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないよう管理・運営を行うことができる者であること。

4 スケジュール

令和8年5月 7日(木)	公告
5月22日(金) 17時まで	質問票受付期限
6月 5日(金) 17時まで	企画提案書の提出期限
6月17日(水)	プレゼンテーション及び審査会
6月19日(金)	審査結果の通知
6月下旬	委託契約締結

5 公募説明会

公募説明会は行わない。

6 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

質問票(様式第1号)を電子メール(12問い合わせ先参照)により、令和8年5月22日(金)17:00までに直方市市民部健康長寿課健康企画係まで提出すること。提出後は必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和8年5月27日(水)までに市ホームページに掲載する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。なお、質問票に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正として取扱うこととする。

7 応募方法

(1) 応募書類

- ・企画提案応募申込書(様式第2号) 1部
- ・参加資格申出書(様式第3号) 1部
- ・応募者となる企業等概要表(様式第4号) 1部
- ・企画提案書 7部(正本1部、副本6部)
(※別紙1「企画提案書作成要領」を参照のこと)
- ・見積書(様式任意) 1部

(2) 応募締切

令和8年6月5日(金)17時必着

(3) 提出方法及び提出先

応募書類は、持参(平日9:00から17:00まで)又は郵送、宅配便等により以下に提出すること(FAX及び電子メール不可)。

【提出先】〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 5階52番窓口
直方市市民部健康長寿課健康企画係

8 企画提案書作成について

(1) 作成要領

別紙1のとおり

(2) 注意事項

- ・別添「仕様書」の内容に基づき作成すること。
- ・原則としてA4版、片面印刷とすること。
- ・企画提案書には提出者を特定できるもの（社名、ロゴマーク等）を一切記載しないこと。
（なお、プレゼンテーションの実施にあたっては、本市が別途指定する名称を用いる。当該名称およびプレゼンテーションの詳細は、参加者に別途通知する。）
- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみ使用する。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、市は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については、返却しない。
- ・提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・採択後であっても、提案者の都合により、記載内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

9 委託先候補者の選定について

(1) 選定方法

(3) 評価方法【評価表】に基づき、「のおがた健康ポイント事業企画運営業務プロポーザル評価委員会」（以下、「委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。

ただし、提案者が4者以上の場合は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で審査を行う。一次審査及び二次審査はいずれも【評価表】に基づき評価するものとし、一次審査により二次審査に進む3者を選定する。一次審査の結果（通過の可否）は、6月10日（水）までに連絡する。

なお、提案者が3者以下の場合は一次審査を行わず、全提案者を二次審査の対象とする。この場合、一次審査結果の連絡は行わない。

(2) プレゼンテーション審査

- ・ 6月17日（水）に直方市庁舎会議室で実施予定。詳細は改めて応募者に対し通知する。
- ・ 企画提案書を基に、説明20分以内、質疑応答10分以内の合計30分以内とする。
- ・ 開始時間、開催方法の詳細については、一次審査通過者に別途通知する。
- ・ 出席者数は、説明者を含め3名までとする。

(3) 評価方法

次の評価項目、評価内容及び配点により審査を行い、最も合計得点の高い提案を行った者を受託候補者とし、審査の結果をメール及び文書にて令和8年6月19日（金）を目途に通知する。

- ・ 受託事業者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- ・ 企画提案者が1者のみの場合であっても、委員会で審査の上、受託候補者を決定する。
- ・ 応募資格を満たさない場合、または提案内容が仕様書に反する又は矛盾する場合は、そのことをもって当該応募は不採択となる。

【評価表】

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
目的（事業）の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。 ・ 市民の健康水準向上という本事業の趣旨を的確に捉えているか。 	5
利用推進キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壮年期、健康無関心層を中心に、幅広い層に興味を抱かせる見せ方となっているか ・ 当事業参加者の拡大や満足度向上、歩数増加が見込まれる内容になっているか。 ・ 具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。 ・ 操作に不慣れな者でも円滑に利用できるよう、デジタルギフトの受取から利用までの手順が視覚的に解説されており、問い合わせ削減につながる工夫が盛り込まれているか 	20
事業周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSやWEBサイト、チラシ等を活用した効果的な広報手法が想定されているか。 ・ 広報の実施方法は、利用者の増加のために効果的な内容となっているか。 ・ 健康無関心層が興味を抱きやすい効果的な広報手法の提案となっているかどうか。 ・ 市媒体への素材提供など、市との円滑な連携が想定されているか。 	25
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務責任者の配置や人員体制は、業務を円滑かつ安全に遂行するために講じられているか。 ・ 個人情報の厳重な管理や事故防止のための具体的な対策が講じられているか。 	10
観光・商業振興との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗や名所等の市内観光資源への来訪、地域経済活性化を促す施策となっているか。 ・ 事業終了後も地域に賑わいが残るような持続可能性に配慮されているか。 	10
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に当該事業に類似した業務を実施するなど、実績が豊富か。 	10
提案の独自性・創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の事項を満足するだけでなく、提案者独自の観点や創意工夫が認められるか。 ・ 予算の範囲内で事業効果を最大化させる付加価値のある提案が含まれているか。 	10
見積価格	<p>提出された有効な見積価格のうち最低の価格を基準として、次の区分により段階的に評価する。</p> <p>① 最低見積価格：10点</p>	10

	② 最低見積価格 + 5%未満 : 8 点 ③ 最低見積価格 + 10%未満 : 6 点 ④ 最低見積価格 + 15%未満 : 4 点 ⑤ 最低見積価格 + 15%以上 : 2 点	
--	---	--

(4) 失格基準

次に挙げる事項に該当する場合は、失格とします。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

1 0 契約締結について

- (1) 本市は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で、本市が内容の修正を求めることがある。
- (3) 協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
- (4) 選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、委託先候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、市と委託先候補者において協議を行うものとする。
- (5) 契約にあたっては、直方市契約規則第 2 2 条第 1 項の規定に基づき契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を契約保証金として契約締結までに市に納めること。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

なお、市を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や過去 2 年間の間に市若しくは本市以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等、契約保証金が減免される場合がある。

- (6) 委託料は事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、保険料等）を含むものとする、ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費は対象外とする。

1 1 その他

- ・企画提案書の提出は、1 者につき 1 件に限る。
- ・企画提案書等の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出はできない。ただし、委託者から指示があった場合を除く。
- ・企画提案書等の提出後、委託者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ・本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、市の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募および提案内容を撤回できるが、市は応募に要した一切の費用は負担しない。
- ・応募後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「応募参加辞退届（様式第 5 号）」を提出すること。
- ・市は企画提案書の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。

1 2 問い合わせ先

〒 8 2 2 - 8 5 0 1 福岡県直方市殿町 7 番 1 号

直方市市民部健康長寿課 健康企画係

電話番号：0 9 4 9 - 2 5 - 2 2 7 5 E-mail：n-kenkokikaku@city.nogata.lg.jp